

別記(二)

書

- 一 青根寶石の解雇の届出  
但し青根宝石は後継職不
- 一 吉川之伴の解雇の届出  
但し昭和五年三月五日付解雇
- 一 欠勤者ノ愈種ハ手続シテ出勤シテ人給人  
但し青根寶石ハ昭和五年三月五日付解雇
- 一 一年一回以上昇給ス  
但し昭和五年七月付ス
- 一 職在時ハ即チ該職ノ人ナリ
- 一 即チ生計設備ノ途ニ阻害シテ昇給スベキトス  
但し青根寶石ハ昭和五年三月五日付解雇
- 一 能達者兩名ハ年二回昇給ス
- 一 規程ニ基キ年二回昇給ノ外ハ他ノ待遇ナシ  
但し昭和五年三月五日付
- 一 本賃書一通ニ付或レ高率有ノ各一通所付ス  
昭和五年三月五日付
- 一 元運社又配人  
從業員代水
- 一 高田中  
元老

券紙第一二〇三號

昭和五年四月十六日

警視總監 丸山鶴吉

5. 4. 22  
1155

内務大臣 安達謙藏殿  
社會局長 吉田茂殿

共同印刷製本工場職工解雇ニ関スル件

要旨  
1. 標記工場八月二十六日事業不振為職工十七名は自來の職者より  
2. 右職申出期間内職中出十一名は各自の月給を全額要す  
3. 本工場後継者詳職解雇中日本出版労働組合ニ於テ官費の面取等ハ之ニ上可并開ハテテ内職解決セリ

管下落合所字下落合六四所在標記工場(工場主金子福松)ハ現在職工九十五名(内女二十四名)使用セルカ業務不振ノ為内十名ノ整理スヘク八月二十六日終業後過半ノ職工ニ左記條件

AA